

北竜町 公共施設等 総合管理計画



平成29年3月

目 次

第1章 計画の概要.....	3
1. 計画の背景と目的.....	3
2. 計画の位置づけ.....	4
3. 計画の期間.....	4
4. 対象施設等.....	5
第2章 本町を取り巻く現状.....	6
1. 将来人口の見通し.....	6
2. 公共施設の現況.....	7
(1) 公共施設の保有状況.....	7
(2) 整備年度別の状況.....	8
(3) 老朽化状況.....	8
(4) 耐震化の状況.....	9
3. インフラの現況.....	10
(1) 道路.....	10
(2) 橋りょう.....	10
(3) 簡易水道.....	11
(4) 農業集落排水.....	11
(5) 浄化槽.....	12
4. 財政の現況.....	12
(1) 歳入.....	12
(2) 歳出.....	14
(3) 財政指標.....	16
(4) 地方債現在高及び基金.....	16
5. 公共施設等の将来の見通し.....	17
第3章 公共施設マネジメント基本方針.....	18
1. 公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方.....	18
(1) 「量」に関する基本的な考え方.....	18
(2) 「質」に関する基本的な考え方.....	18
(3) 「コスト」に関する基本的な考え方.....	19
2. 公共施設等のマネジメント方針.....	19
(1) 点検・診断等の基本方針.....	19
(2) 維持管理・修繕・更新等の基本方針.....	21
(3) 安全確保の基本方針.....	22
(4) 耐震化の基本方針.....	22

(5) 長寿命化の基本方針	22
(6) 施設統廃合の推進方針	23
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	24
第4章 施設類型別のマネジメント方針	25
1. 公共施設のマネジメント方針	25
(1) 町民文化系施設	25
(2) 社会教育系施設	26
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	26
(4) 産業系施設	27
(5) 学校教育系施設	28
(6) 子育て支援施設	29
(7) 保健・福祉施設	29
(8) 医療施設	30
(9) 行政系施設	30
(10) 公営住宅	31
(11) 公園	31
(12) その他公共施設	32
2. インフラのマネジメント方針	33
(1) 道路	33
(2) 橋りょう	33
(3) 簡易水道施設	34
(4) 農業集落排水	34
(5) 浄化槽	35
第5章 推進方策	36
1. 総合管理計画のフォローアップ	36
2. 推進体制	36
(1) 庁内の実施体制	36
(2) 広域的な連携	36
(3) 町民との協働体制	36
3. 計画の進行管理	36

第1章 計画の概要

1. 計画の背景と目的

我が国においては、高度経済成長期から人口増加と社会変化により、公共施設や道路、橋りょう等のインフラの整備が進められてきました。当時から建設された公共施設等の建築年数が30年以上経過し、耐用年数が切れ、この先、大規模改修や修繕、建て替えが必要となってきています。

国全体の財政規模が抑制されている中、社会保障関係費用の増加に伴い、公共施設の整備や維持保全に投ずることができる財源は限られてくることが予想され、保有している公共施設やインフラを今後もすべて維持・更新するための財源を確保することは全国的に困難な状況にあります。

こうした状況の中、特に平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故は、公共施設、インフラの老朽化対策の必要性を強く認識させる契機となりました。

国においては、公共施設やインフラの全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとして、平成25年11月に「インフラ長寿命化計画」を公表しました。さらに、平成26年4月、総務省は各地方公共団体に対し、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組むよう要請しました。

本町では、拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより、学校や庁舎をはじめとする施設の建設、道路や公園などのインフラの整備を進めてきました。しかし現在、町内にある公共施設の約24%は建築後30年以上を経過しており、今後30年間で多くの公共施設が改修・更新の時期を迎えることとなります。

本町においても、現状の公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、改修・更新、長寿命化などを計画的に推進するため、「北竜町公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という）を策定し、公共施設及びインフラを管理していくための基本的な方針を定めます。

公共施設等を整備してきた時代とは社会状況が変化し、住民や利用者のニーズは多様化しつつあります。また、人口減少や少子高齢化が進行する中で、ますます厳しくなっていく財政状況も今後予想されています。

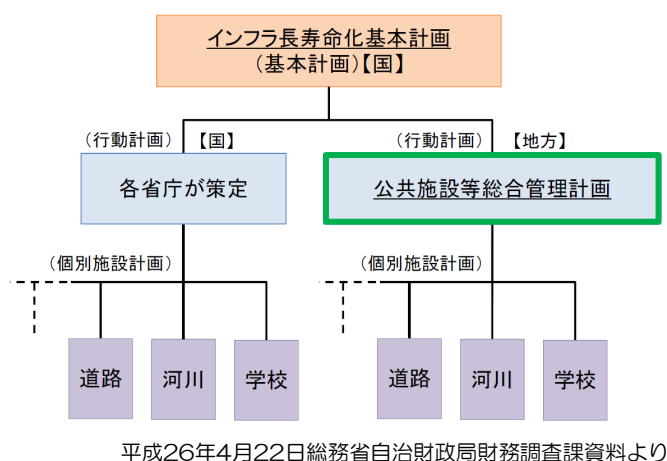
このような問題を考慮しつつ、経営資源の一つである公共施設等の一体的なマネジメントを実施するとともに、人材育成や今後導入される新公会計制度と連動することで、全庁的な取組を推進し、未来を見据えた最適な公共サービスをめざします。

2. 計画の位置づけ

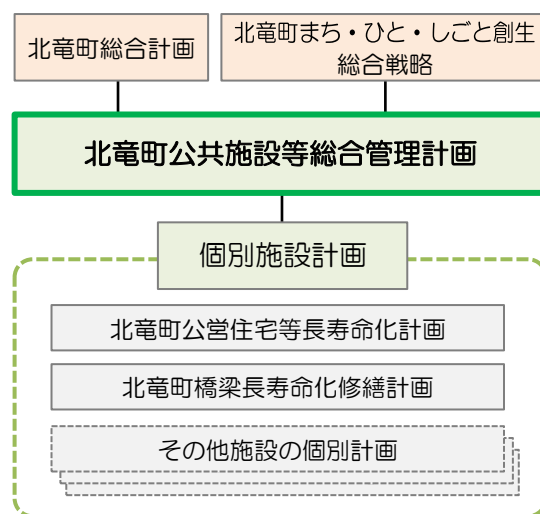
本計画は、平成25年11月に国で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体における策定が期待されている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当し、公共施設等の一体的なマネジメントの方針を示すものとして策定しました。

また、本町の上位計画である「北竜町総合計画」及び「北竜町総合戦略」を下支えする計画として整合をとるとともに、長寿命化計画等の公共施設に関する個別施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針と整合をとります。

■国の計画と本計画の関係



■本町の各種計画と本計画の関係



3. 計画の期間

公共施設等の寿命が数十年に及び中長期的な視点が不可欠であることや、本町の最上位計画であり、まちづくりの指針である北竜町総合計画と計画期間の整合性をとる観点から、2017年度（平成29年度）から2028年度（平成40年度）までの12年間として策定します。

策定した計画については、歳入減や歳出増加、制度改正など、本町を取り巻く社会情勢等に変化が生じた場合に適宜見直しを行うこととします。

平成 21年度 (2009)	～	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	～	平成 40年度 (2028)
北竜町総合計画『ふるさと北竜未来プラン』 (平成21～30年度)				次期北竜町総合計画 (平成31～40年度)		
北竜町公共施設等総合管理計画 (平成29～40年度)						
本町を取り巻く社会情勢等の変化により 適宜見直しを行います。						

4. 対象施設等

本計画の対象施設は、道路、橋りょう、公園、簡易水道施設、農業集落排水（下水道施設）などのインフラ、公営住宅、小中学校、町民利用施設、庁舎等の公共施設とし、既存施設だけでなく、今後の新設を行う施設も対象とします。

区分	大分類	中分類
公共施設	町民文化系施設	集会施設
		文化施設
	社会教育系施設	公民館
		博物館等
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
		レクリエーション施設・観光施設
		宿泊施設
	産業系施設	産業系施設
	学校教育系施設	学校
		その他教育施設
	子育て支援施設	保育施設
	保健・福祉施設	高齢福祉施設
		児童福祉施設
		保健施設
		その他社会福祉施設
	医療施設	医療施設
行政系施設	庁舎等	
	消防施設	
	その他行政系施設	
公営住宅	公営住宅、特公賃住宅、町有住宅	
公園	公園	
供給処理施設	供給処理施設（ごみ処理施設等）	
その他公共施設	その他公共施設	
インフラ	道路	道路
		橋りょう
	上下水道	簡易水道施設
		農業集落排水施設
		浄化槽

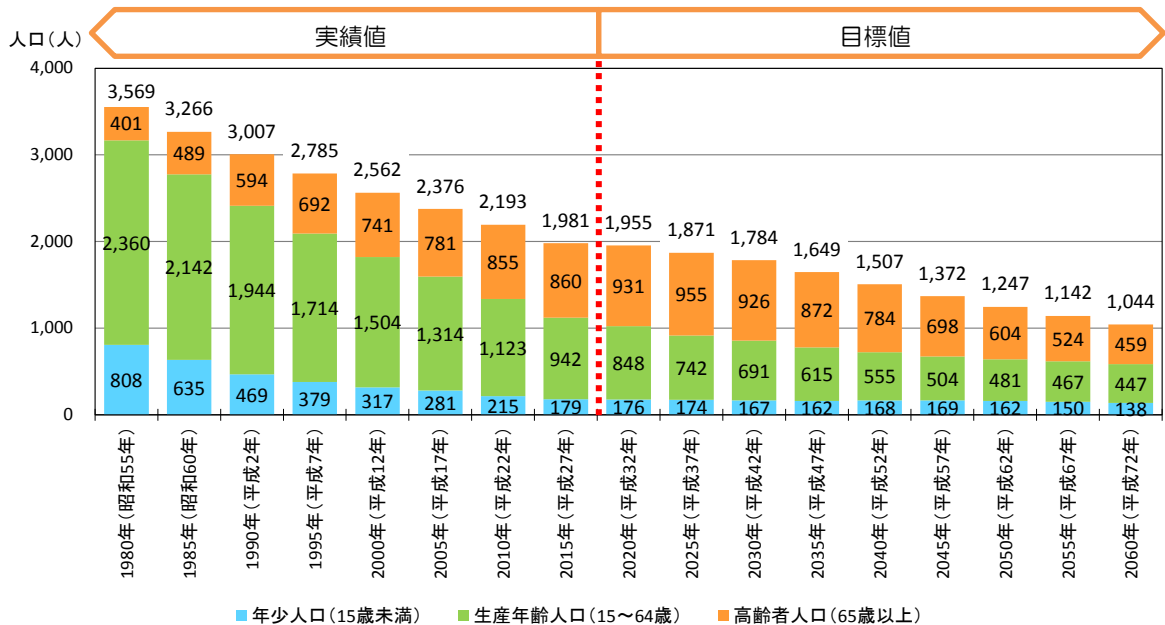
第2章 本町を取り巻く現状

1. 将来人口の見通し

本町の総人口は昭和55年以降減少が続いており、北竜町人口ビジョンによる人口推計では、今後も人口減少が続くことが予測されています。

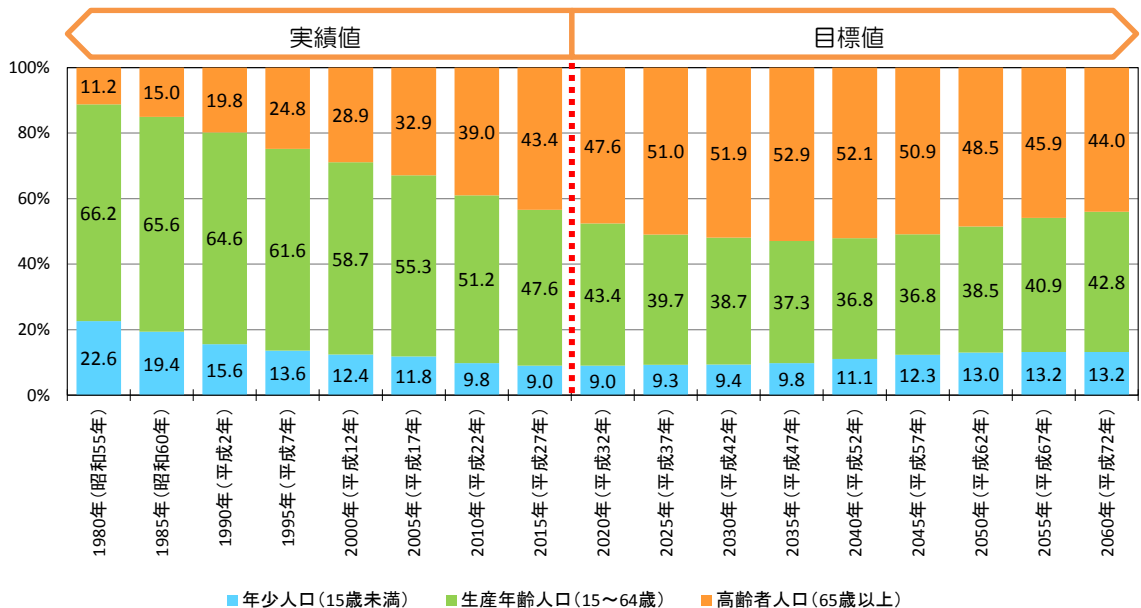
また、人口減少に伴い、今後も少子高齢化が進展すると考えられ、高齢者数は2025年、高齢化率は2035年にそれぞれピークを迎えると予測されています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



[出典] 2015年まで：国勢調査、2020年以降：北竜町人口ビジョン（目標値）

■年齢3区分別人口割合の推移



[出典] 2015年まで：国勢調査、2020年以降：北竜町人口ビジョン（目標値）

2. 公共施設の現況

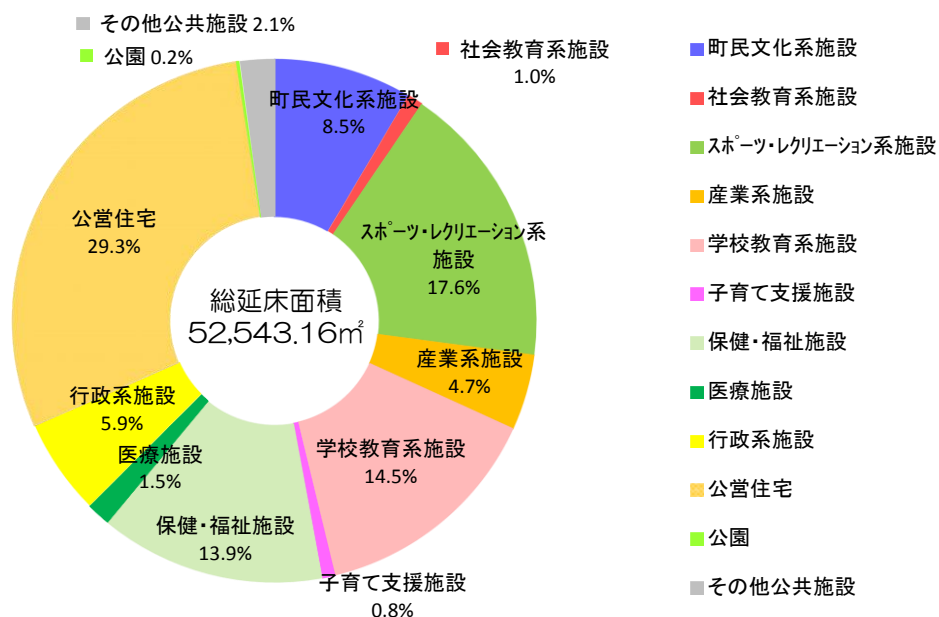
(1) 公共施設の保有状況

本町が保有している公共施設は、99施設、総延床面積52,543.16㎡です。施設分類別で見ると、公営住宅が29.3%で最も床面積が広く、次いで、スポーツ・レクリエーション系施設が17.6%で続いており、合計で全体の46.9%を占めています。

■施設大分類別の施設数、延床面積、面積割合

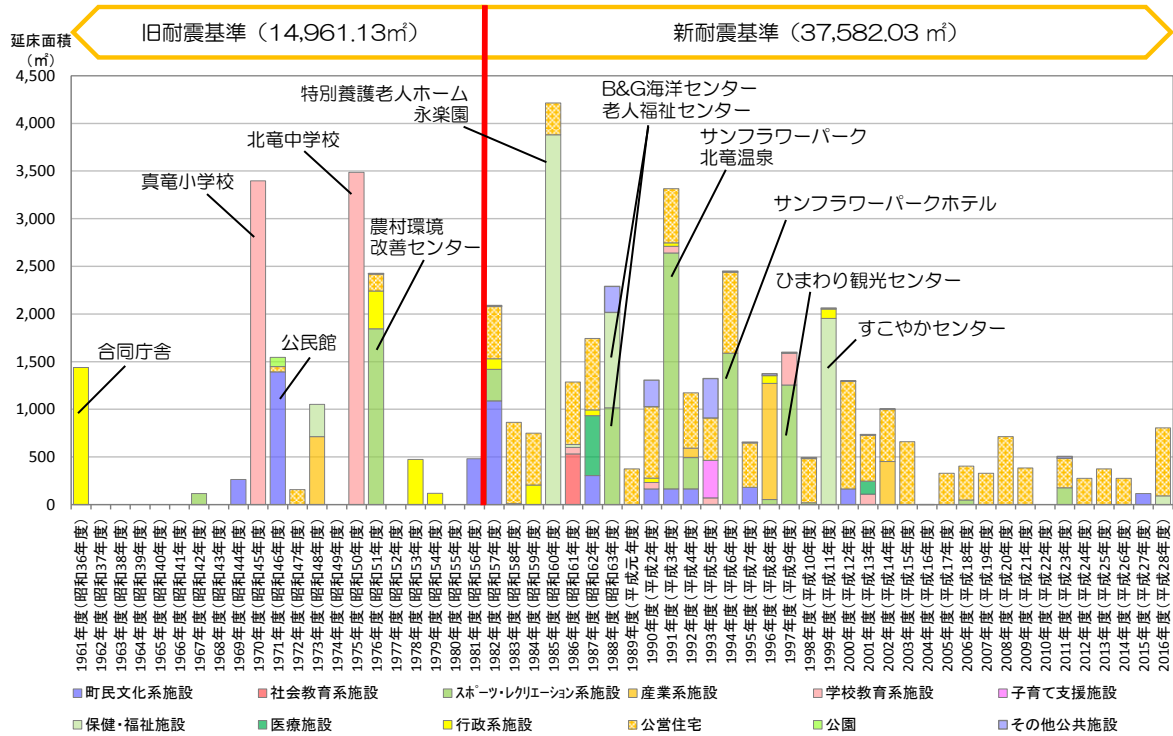
施設大分類	施設数	延床面積 (㎡)	面積割合 (%)
町民文化系施設	10	4,491.72	8.5
社会教育系施設	2	531.70	1.0
スポーツ・レクリエーション系施設	8	9,259.10	17.6
産業系施設	4	2,486.46	4.7
学校教育系施設	6	7,606.97	14.5
子育て支援施設	1	396.23	0.8
保健・福祉施設	5	7,295.26	13.9
医療施設	3	765.68	1.5
行政系施設	10	3,078.98	5.9
公営住宅	16	15,450.47	29.3
公園	8	96.00	0.2
その他公共施設	26	1,084.59	2.1
合計	99	52,543.16	100.0

※平成29年2月末現在



(2) 整備年度別の状況

本町が保有している公共施設のうち、建築年度が最も古いのは、昭和36年度（1961年度）に建設された合同庁舎で、その後、昭和40～50年代に公民館、真竜小学校、北竜中学校、農村環境改善センター等が整備されました。また、昭和60年代に特別養護老人ホーム永楽園、平成3～6年に道の駅サンフラワー北竜の各施設が整備されました。



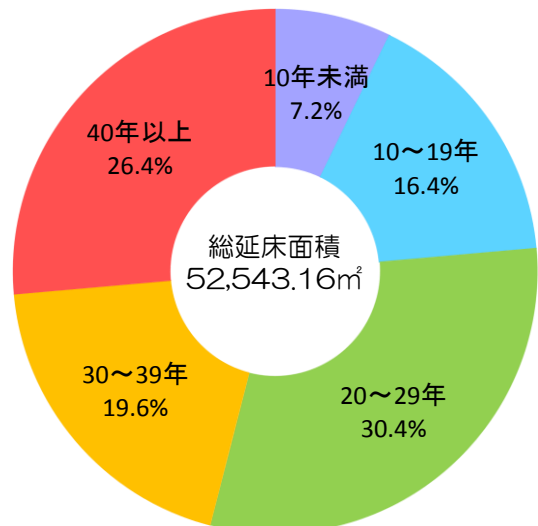
(3) 老朽化状況

本町が保有している公共施設は、平成28年2月末現在、建築後40年を経過した施設が26.4%を占める状況にあり、10年後にはその割合が46.0%まで増加します。

■ 経過年数別延床面積と割合

経過年数	延床面積 (m ²)	割合 (%)
10年未満	3,780.79	7.2
10～19年	8,591.08	16.4
20～29年	16,006.92	30.4
30～39年	10,278.32	19.6
40年以上	13,886.05	26.4
合計	52,543.16	100.0

※平成29年3月末現在



(4) 耐震化の状況

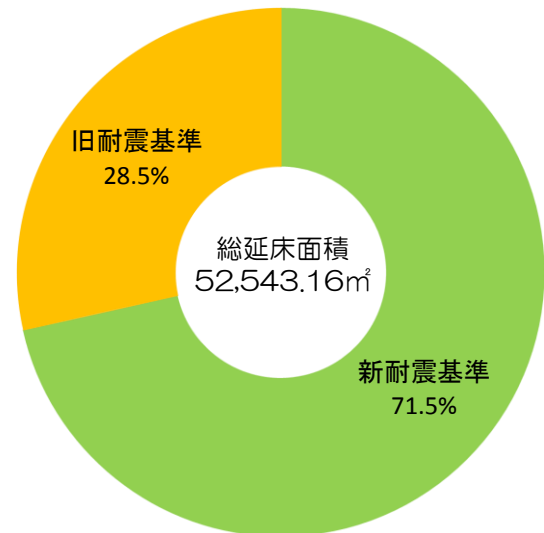
耐震基準別で見ると、昭和56年度（1981年度）以前に建築された旧耐震基準の施設は14,961.13㎡で全体の28.5%、昭和57年度（1982年度）以降の新耐震基準で建築された施設は37,582.03㎡で全体の71.5となっています。

耐震化要否の状況をみると、耐震化不要及び耐震化実施済の建物は合計で90.0%となっています。旧耐震基準の建物のうち、学校などの耐震化が必要とされる建物についてこれまで耐震改修を進めてきましたが、現時点では公民館及び合同庁舎は耐震化未実施となっています。

■耐震基準別延床面積と割合

耐震基準	延床面積 (㎡)	割合 (%)
新耐震基準	37,582.03	71.5
旧耐震基準	14,961.13	28.5
合 計	52,543.16	100.0

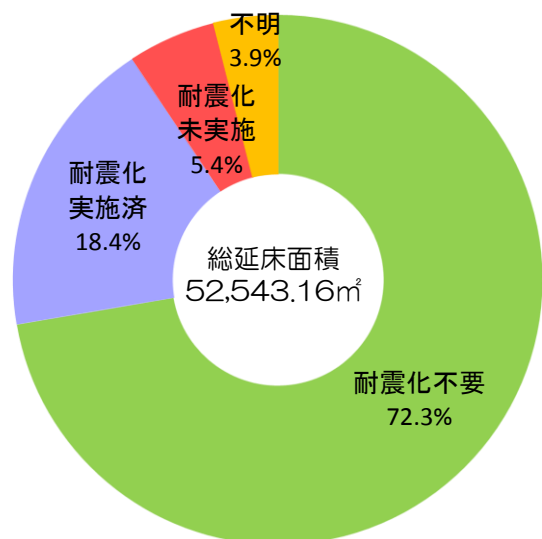
※平成29年3月末現在



■耐震化要否の状況と割合

耐震化要否	延床面積 (㎡)	割合 (%)
耐震化不要	37,975.80	72.3
耐震化実施済	9,685.32	18.4
耐震化未実施	2,832.76	5.4
不 明	2,049.28	3.9
合 計	52,543.16	100.0

※平成29年3月末現在



3. インフラの現況

(1) 道路

本町が管理している道路は、町道、自転車歩行者道及び農道の実延長合計は約219kmとなっています。総延長で見ると、農道が延長約76kmで町道全体の34.6%を占めており、面積で見ると、その他の町道が約38万㎡で町道全体の32.6%を占めています。

■道路分類別延長と面積

分類	総延長		総面積	
	長さ (m)	割合 (%)	面積 (㎡)	割合 (%)
1級町道	26,654.72	12.2	205,068.34	17.6
2級町道	39,179.40	17.9	255,537.88	22.0
その他の町道	70,318.57	32.1	378,449.19	32.6
自転車歩行者道	7,159.25	3.3	17,328.60	1.5
農道	75,963.00	34.5	305,378.00	26.3
合計	219,274.94	100.0	1,161,762.01	100.0

※平成29年3月末現在

(2) 橋りょう

本町が管理している橋りょうは、全42橋、総面積約4.7千㎡となっています。このうち、構造別の面積をみると、鋼橋が全体の66.8%を占めています。

平成29年3月末現在、建築後50年以上の橋りょうは全3.6%ですが、10年後には25.2%に増加します。

■構造別橋りょう数と面積割合

構造	橋りょう数	面積 (㎡)	面積割合 (%)
PC橋	16	1,385.07	29.6
RC橋	8	167.37	3.6
鋼橋	18	3,127.04	66.8
合計	42	4,679.48	100.0

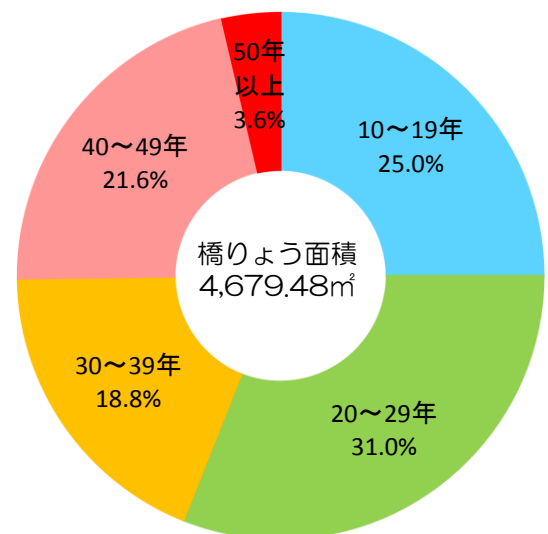
※平成29年3月末現在

■経過年数別の橋りょう面積と割合

経過年数	面積 (㎡)	割合 (%)
10年未満	0.00	0.0
10～19年	1,168.20	25.0
20～29年	1,452.56	31.0
30～39年	878.56	18.8
40～49年	1,009.39	21.6
50年以上	170.77	3.6
合計	4,679.48	100.0

※平成29年3月末現在

■経過年数別の橋りょう面積と割合 (グラフ)



(3) 簡易水道

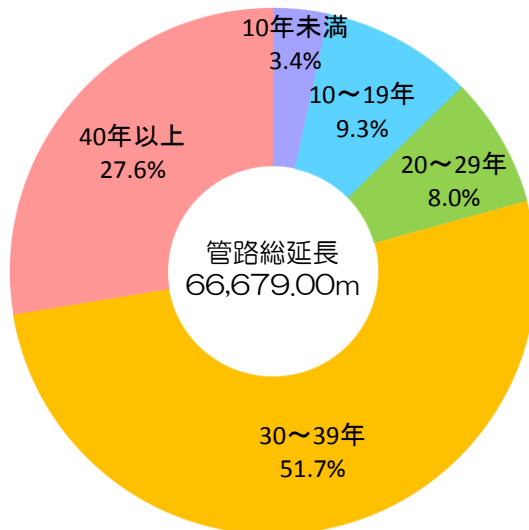
本町は北空知広域水道企業団から水道水の供給を受けており、水道の管路として総延長66,679mの配水管が町内に整備されています。平成27年4月1日現在の普及率は95.4%で北海道全体の普及率98.1%（平成26年3月31日現在）よりもやや低い状況です。

平成28年2月末現在、敷設から40年以上経過している管路は全体の27.6%ですが、10年後には約79.3%と大幅に増加するため、管路の老朽化対策が急務となっています。

■経過年数別の管路延長と割合

経過年数	延長 (m)	割合 (%)
10年未満	2,245.00	3.4
10～19年	6,228.00	9.3
20～29年	5,347.00	8.0
30～39年	34,487.00	51.7
40年以上	18,372.00	27.6
合計	66,679.00	100.0

※平成29年3月末現在



(4) 農業集落排水

本町には、農業集落排水施設として和地区に2施設、碧水地区に1施設の合計3施設が整備されています。管路は総延長で約14kmあり、敷設から30年以上経過した管路が全体の62.7%となっています。また、平成27年4月1日現在の下水道の普及率は55.2%、接続率は95.3%となっています。

■種類別管路延長と割合

種類	延長 (m)	割合 (%)
コンクリート管	1,197.00	8.4
塩ビ管	12,793.00	89.4
推進管	316.00	2.2
合計	14,306.00	100.0

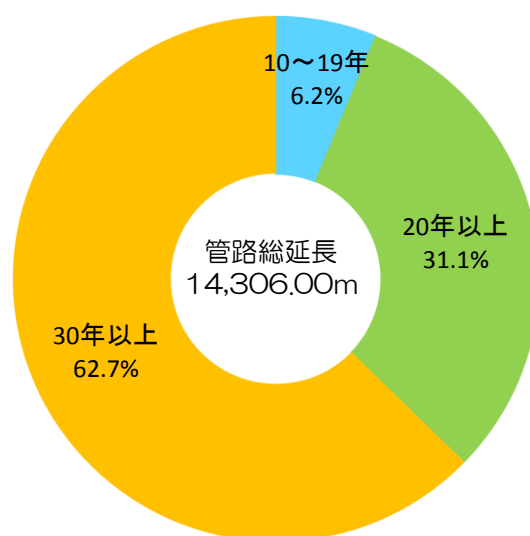
※平成28年2月末現在

■経過年数別の管路延長と割合

経過年数	延長 (m)	割合 (%)
10年未満	0.00	0.0
10～19年	891.00	6.2
20～29年	4,454.00	31.1
30～39年	8,961.00	62.7
40年以上	0.00	0.0
合計	14,306.00	100.0

※平成29年3月末現在

■経過年数別の管路延長と割合 (グラフ)



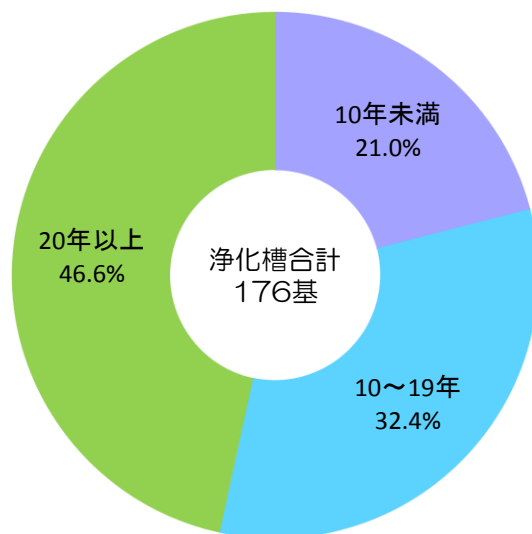
(5) 浄化槽

本町では、平成7年度から浄化槽の整備を進めており、これまで合計176基が整備されました。このうち、20年以上経過した浄化槽は全体の46.6%となっています。

■経過年数別の浄化槽数と整備費の割合

経過年数	基数	割合 (%)
10年未満	37	21.0
10～19年	57	32.4
20～29年	82	46.6
合計	176	100.0

※平成29年3月末現在



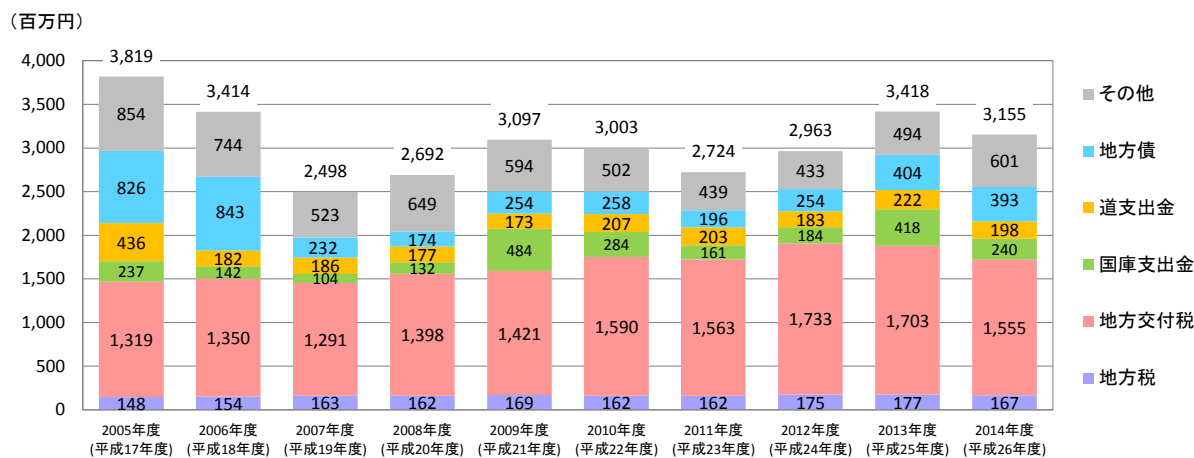
4. 財政の現況

(1) 歳入

①歳入決算額の推移

本町の歳入総額は、地方交付税や国庫支出金の変動などにより、年によってばらつきがありますが、平成17～26年度の平均額は30億7,833万円となっています。平成26年度における歳入総額は31億5,502万円となっており、平成17～26年度の平均額より2.5%多くなっていますが、前年度と比べると約7.7%減少しています。

■歳入決算額の推移（一般会計）



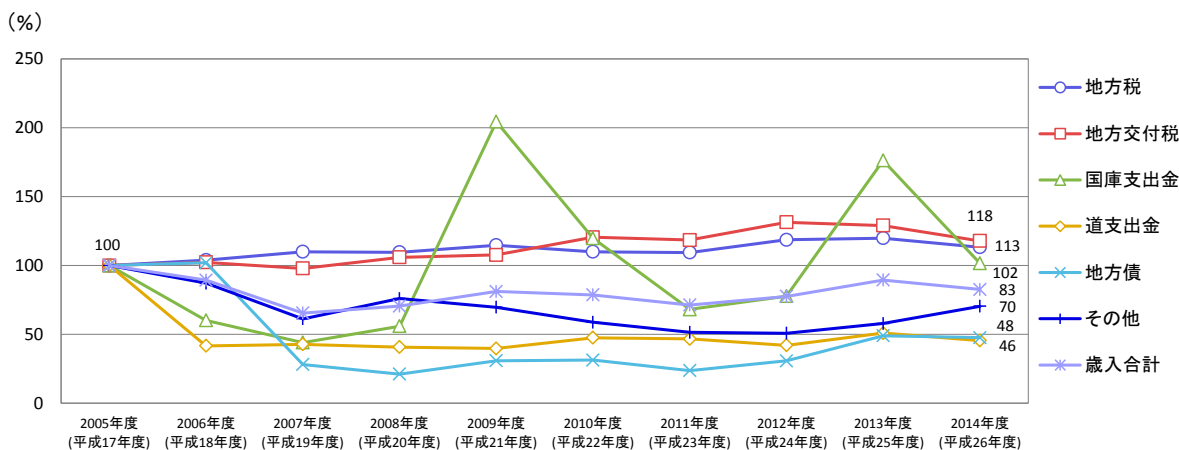
[出典] 北竜町総務課

②歳入費目別伸び率の推移

平成17年度歳入決算額を100とした場合の各費目別の伸び率をみると、地方税及び地方交付税は平成24年度までは微増傾向がみられましたが、平成24年度以降の伸び率は減少に転じています。

国庫支出金は年によってばらつきがある状況ですが、道支出金は平成18年度以降伸び率が低いままで推移しています。また、地方債は平成19年度から大きく低下した後、ほぼ横ばいで推移しています。

■歳入費目別伸び率の推移（一般会計）



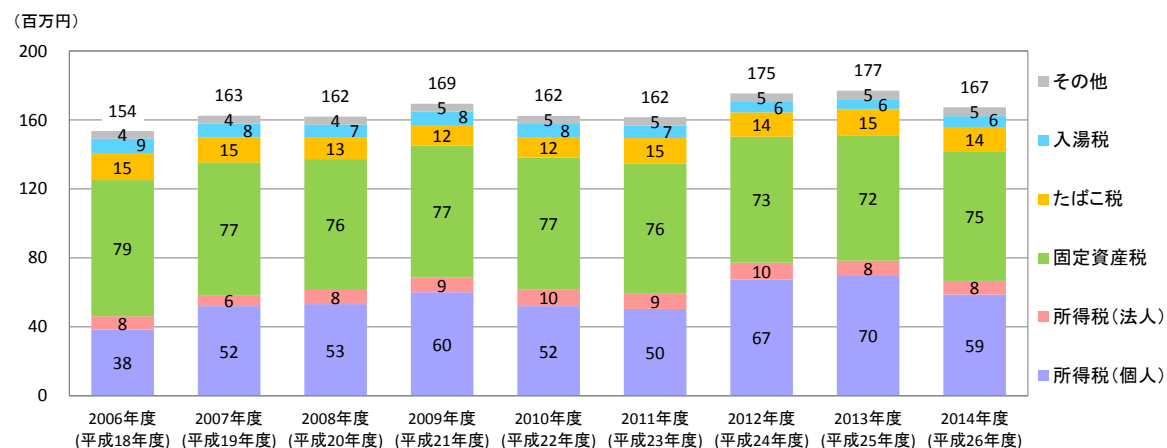
[出典] 北竜町総務課

③地方税内訳の推移

地方税の内訳をみると、固定資産税は72～79百万円で推移しており、全体のおよそ4割を占めている状況です。地価の下落や転出等による固定資産の売却等により、平成18年度以降は概ね減少傾向がみられます。

所得税（個人）は全体の2～3割を占めており、平成23～25年度は増加傾向にありましたが、平成26年度は59百万円で減少に転じました。

■地方税内訳の推移



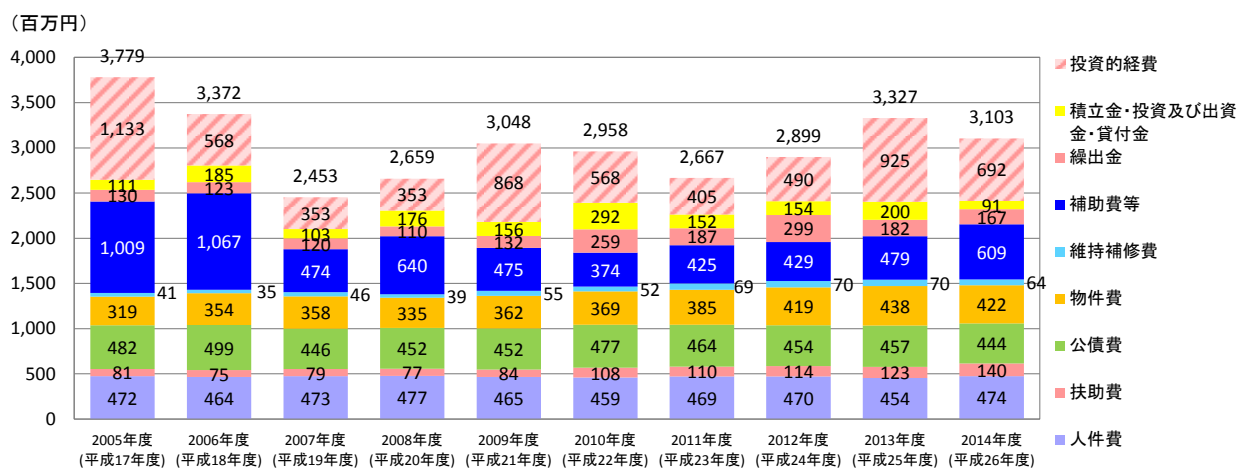
[出典] 北竜町総務課

(2) 歳出

①歳出決算額の推移

平成17～26年度における本町の歳出総額の平均額は30億2,653万円となっており、平成26年度は31億293万円で約7,640万円多くなっています。平成26年度の義務的経費（人件費、扶助費及び公債費の合計）は10億5,799万円で歳出総額の34.1%となっています。

■歳出決算額の推移（一般会計／性質別）



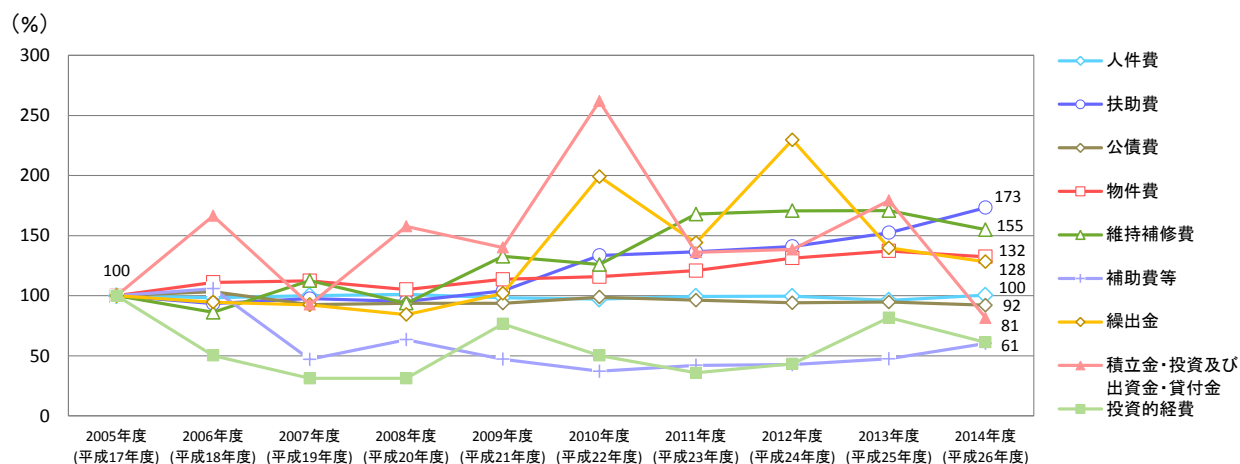
[出典] 北竜町総務課

②歳出費目別伸び率の推移

平成17年度歳出決算額を100とした場合の各費目別の伸び率をみると、人件費及び公債費はほぼ横ばいに推移している一方、投資的経費及び補助費等は大きく減少しています。

平成17年度比で伸びがみられるのは、扶助費、物件費、維持補修費及び繰出金となっており、歳出に占める割合でみると物件費の割合が高くなっています。

■歳出費目別伸び率の推移（一般会計／性質別）



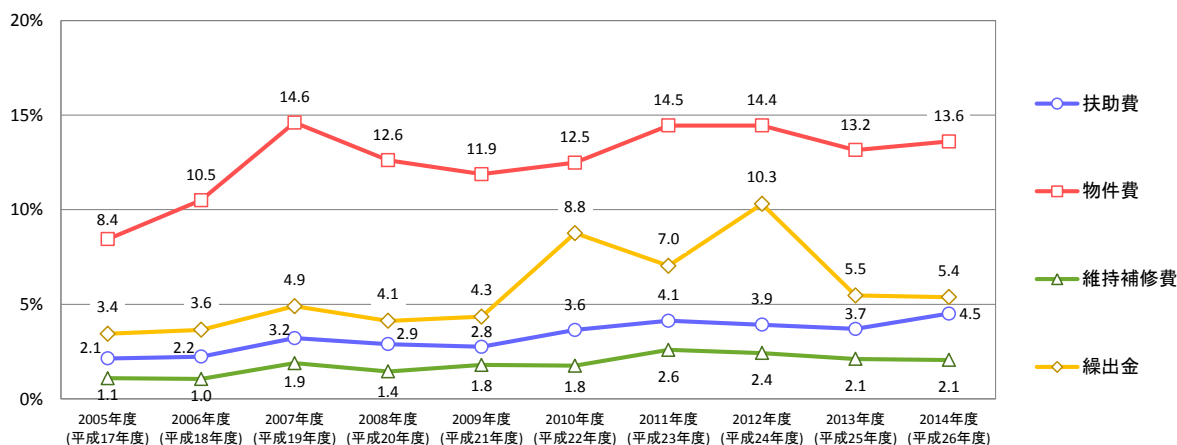
[出典] 北竜町総務課

③ 扶助費、物件費、維持補修費及び繰出金の歳出に占める割合の推移

平成17年度比で伸びがみられる扶助費、物件費、維持補修費及び繰出金を歳出に占める割合でみると、物件費は高い割合を保持しており歳出への影響が大きいと考えられます。

繰り出し金は年によればばらつきがみられる状況ですが、扶助費及び維持補修費は概ね5%以下となっています。

■ 歳出に占める扶助費、物件費、維持補修費及び繰出金の割合の推移



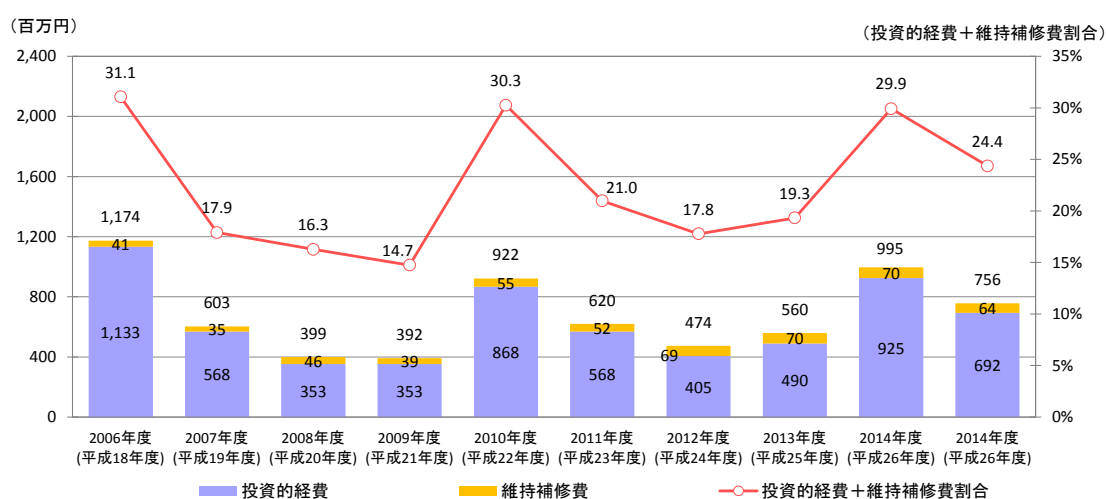
[出典] 北竜町総務課

④ 投資的経費と維持補修費の推移

投資的経費及び維持補修費の合計額は、平成17～26年度の10年間では約3億9千万円から約11億2千万円で推移しており、平均は6億8,960万円となっています。

投資的経費及び維持補修費の合計額を歳出総額に占める割合でみると、平成17～26年度の平均で25.5%となっており、歳出への影響は非常に大きくなっています。

■ 投資的経費と維持補修費の推移



[出典] 北竜町総務課

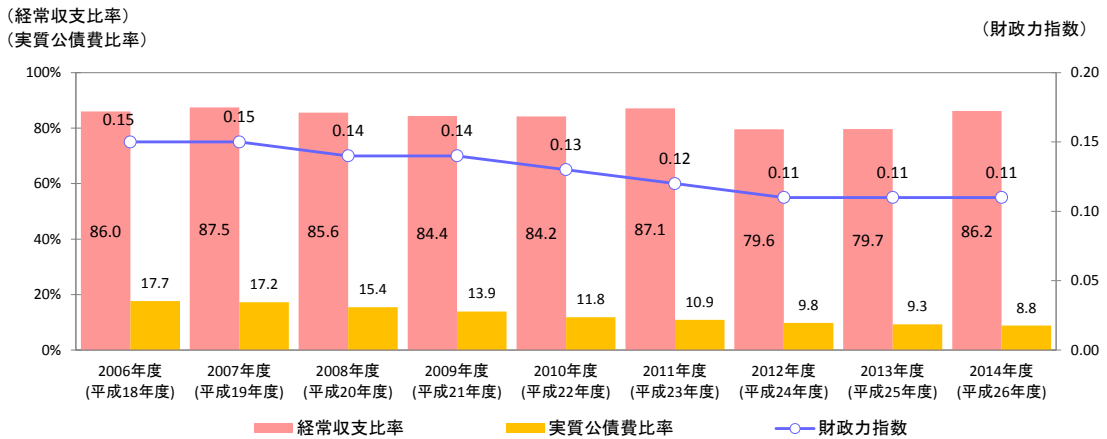
(3) 財政指標

財政の弾力性を示す経常収支比率は概ね減少傾向となっており、平成25年度の79.7%まで減少しましたが、平成26年度は86.2%で増加に転じています。

公債費に準ずる経費による財政への負担度合いを示す実質公債費比率は、平成18年度は17.7%で、地方債の発行に国の許可が必要となる18%に近い状況にありました。その後、実質公債費比率は減少し、平成26年度には8.8%となっています。

財政力を示す指標として用いられる財政力指数は、平成24年度までは減少傾向にありましたが、以降は横ばい推移を続けています。

■ 投資的経費と維持補修費の推移



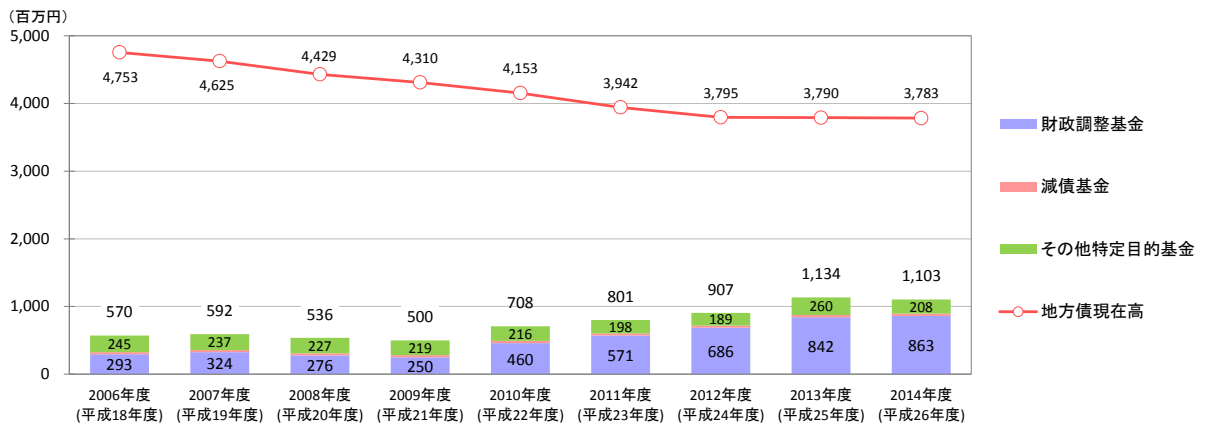
[出典] 北竜町総務課

(4) 地方債現在高及び基金

地方債現在高は、平成18年度の47億円5,344万円から減少傾向にあり、平成26年度には37億8,319万円まで減少しています。

地方債現在高の減少とともに、基金は平成21年度以降概ね増加しており、平成26年度は合計で11億2,783万円となっています。平成26年度の基金の内訳をみると、財政の健全運営に向けた基金である財政調整基金が78.2%を占めており、その他特定目的基金は18.8%となっています。

■ 投資的経費と維持補修費の推移



[出典] 北竜町総務課

5. 公共施設等の将来の見通し

北竜町公共施設白書によると、現在管理しているすべての公共施設を維持すると仮定した場合、今後40年間に掛かる将来費用の更新費用の総額は約399.4億円、年平均では約10.0億円／年と推計されます。

過去5年間の投資的経費の実績は年あたりの平均額で約4.2億円であるため、年平均で約5.8億円不足する見込みとなり、掛かる費用の58.0%の縮減が必要になります。

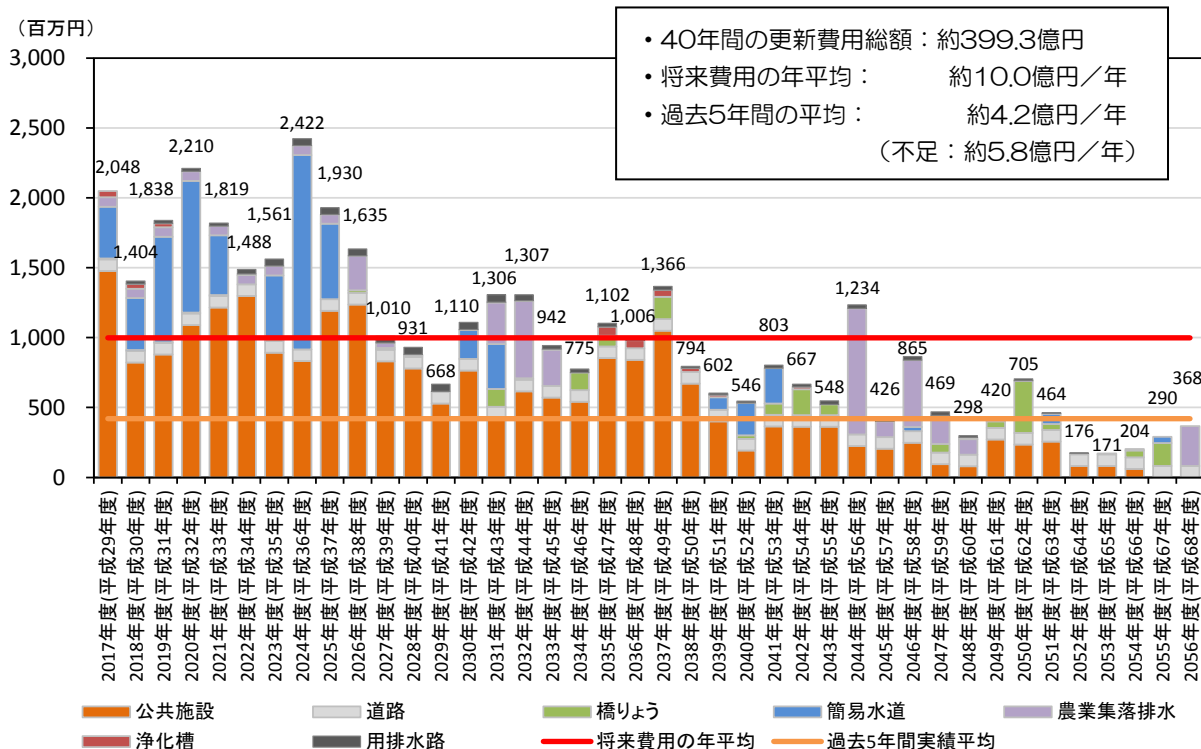
また、今後10年間では、2024（平成36）年に費用のピークを迎えることが予測されるため、公共施設は大規模改修及び建て替えの時期を平準化するとともに、簡易水道に掛かる費用の縮減と平準化が必要になると考えられます。

■更新費用推計の主な前提条件

	対象費用	建て替え・更新時期
公共施設	・ 町有公共施設の大規模改修及び建て替え費用	・ 木造／30年、 ・ 軽量鉄骨造／30年 ・ 鉄骨造／40年 ・ 鉄筋コンクリート造／50年
道路	・ 町道、自転車歩行者道農道の舗装部更新費用	・ 更新／15年
橋りょう	・ 橋りょうの更新費用	・ 更新／60年
簡易水道（建築物）	・ 建築物の大規模改修及び建て替え費用	・ 建て替え／70年
簡易水道（管路）	・ 管路の更新費用	・ 更新／40年
農業集落排水（建築物）	・ 建築物の大規模改修及び更新費用	・ 建て替え／70年
農業集落排水（管路）	・ 管路の更新費用	・ 更新／50年
浄化槽	・ 浄化槽の改修及び更新費用	・ 改修20年、更新／40年
用排水路	・ 用排水路の大規模改修及び更新費用 （「更新整備長期構想」の町負担額）	・ 標準耐用年数／40年

※計算に用いる単価は公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の初期値を用いることとします。

■公共施設等の更新費用推計結果（基準パターン）



第3章 公共施設マネジメント基本方針

1. 公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方

公共施設等は町民の大切な財産であり、その財産を守るためには、施設を計画的に維持管理するとともに、将来にわたって町民の理解が得られるサービス水準を確保する必要があります。

しかしながら、今後想定される厳しい財政状況の中で、公共施設等に投資できる限られた予算を適切に執行するためには、町民ニーズの量や質の変化を適切に捉え、総合的で効率的・効果的な施設運営が求められます。

これらを踏まえ、本町では、公共施設マネジメントの基本点な考え方である「量」と「質」及び「コスト」の視点から公共施設を見直し、持続可能な町民サービスの提供を図ります。

計画の3つの視点：「量の見直し」「質の見直し」「コストの見直し」

量

・社会経済情勢や需要の変化に見合う施設の供給のあり方や量の見直し

質

・施設の安全性、快適性、利便性の確保と柔軟なサービス形態

コスト

・施設の維持管理、更新に係るコストの削減

(1) 「量」に関する基本的な考え方

本町の人口は、年々減少傾向にあります。こうした人口減少社会の到来も一つの要因となり、将来の財政の見通しは厳しい状況にあるといえます。

今後は、限られた財源の中で、公共施設の有効活用とともに町民ニーズにあったサービスの提供を行う必要があります。その際、今後の人口動向や地域の状況、将来の町民ニーズに配慮するなど、社会経済情勢や需要の変化に見合う公共施設の供給量や適正な施設配置等を検討していきます。

(2) 「質」に関する基本的な考え方

本町が保有する公共施設のうち、築30年以上経過した施設は、全体延床面積の約46%を占めています。耐用年数が経過したからといって直ちに施設の使用ができなくなるものではないものの、今後老朽化の進行により、大規模改修及び建て替えの時期が集中することが想定されます。

安心・安全で魅力あるサービスを提供できる公共施設を次世代へ引き継いでいくため、施設の健全維持を図り、できるだけ施設を長く使用するとともに、提供サービスのレベルが低下しないよう、時代の変化に応じた改修を推進します。

また、民間企業等が持つノウハウの積極的な活用を図るため、指定管理者制度、PPP/PFI等の活用体制を検討します。

(3)「コスト」に関する基本的な考え方

本町の財政の見通しは今後も厳しい状況にあるといえるため、公共施設の整備や大規模改修及び管理運営等については、ライフサイクルコストを考慮し、経済的な整備手法や効率的な管理運営等を検討する必要があります。

今後は、限られた財源の中で、日常の維持管理費や管理運営費、さらには将来の更新や大規模改修等に係る費用を確保していくため、効率的・効果的な施設整備・運営実現のための新たな取組や工夫を進めていきます。

2. 公共施設等のマネジメント方針

(1) 点検・診断等の基本方針

①点検・保守

建物は、数多くの部品・部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成され、それぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備機器は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使うための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行います。

■参考：建築の主な点検項目

点検場所	小項目	チェックポイント及び点検方法等
建物外部	基礎	・周辺地盤と比較して沈下又は隆起、亀裂その他損傷はないか。【目視】
	木造	・建築物の傾斜又は変形がないか。【目視】 ・土台に著しい腐朽、変形等がないか。【目視】 ・基礎との緊結部にゆるみ、変形、傾斜がないか。【目視】 ・木造の外部に面する柱、はり等の木部分に著しい腐朽、蟻害、変形等がないか。【目視】
	鉄骨造	・建築物の傾斜又は変形がないか。【目視】 ・鉄骨造の鉄骨等にさび等の腐食がないか。【目視】
	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	・建築物の傾斜又は変形がないか。【目視】 ・鉄筋コンクリート造等のコンクリート部分に白華、さび、亀裂、剥落、欠損等はみられないか。【目視】
	外壁	・外壁仕上げ材（タイル、モルタル、石等）に亀裂や浮き等の劣化及び剥落のおそれはないか。【目視】【触手】【打診】 ・吹付けなどの塗装仕上げ材にチョーキング、浮き、剥落がないか。【目視】 ・目地などのシーリング材の亀裂等の劣化はないか。【目視】 ・金属パネル仕上げ（鋼材、アルミニウム製、ステンレス製等）において、変色、退色、膨れ、はがれ、腐食等がないか。【目視】
	屋根	・防水層、モルタル等の保護層に著しい浮きや亀裂等の損傷がないか。【目視】 ・屋根ふき材（金属製又は瓦等）下地材及び緊結金物に変形、乱れ、割れ、腐食等がないか。【目視】 ・屋根及び伸縮目地材部に土砂が堆積、又は雑草が繁茂し防水、排水の機能を損なうおそれはないか。【目視】 ・排水不良によるみずたまりができていないか。【目視】 ・ルーフトレン排水口が閉塞していないか。【目視】 ・パラペットに浮き、亀裂、損傷、白華、腐食、漏水痕等がないか。【目視】
	外部階段	・手すりその他に著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】【触手】

点検場所	小項目	チェックポイント及び点検方法等
建物内	天井、内壁	<ul style="list-style-type: none"> ・天井等の仕上げ材の著しいずれ等がないか。【目視】 ・天井材、内壁、仕上げ材（コンクリート、モルタル等）にあばれ、亀裂、浮き、剥離がないか。【目視】【触手】 ・天井材、内壁仕上げ材等に漏水の痕跡はないか。【目視】 ・点検口本体及び枠にずれ、変形、腐食等がないか。【目視】
	床	<ul style="list-style-type: none"> ・配管、ダクト等床貫通部分ですきま等があいていないか。【目視】 ・床仕上げ材の欠損、剥離、浮きなどで歩行等に支障がないか。【目視】 ・床仕上げ材の摩耗等により滑りやすくなっていないか。【目視】【歩行確認】 ・床から建物内機器や外部を通行する車両等による振動等が発生していないか。【聴診】 ・歩行時等に床に著しいぐらつきがないか。【歩行確認】 ・床点検口に著しいぐらつきや開閉に不具合はないか。【歩行確認】【作動確認】 ・手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】【触手】
	照明器具等	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の入切りの作動及び点灯は正常か。【目視】【作動確認】 ・照明器具類及び支持金物等に損傷、変形、腐食はないか。【目視】 ・照明器具類から異音や異臭はないか。【聴診】【臭気】 ・蛍光灯等に球切れ、ちらつきがないか。【目視】 ・非常用照明が点灯するか。【作動確認】（専門的技術を必要とするため、法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。）
	窓	<ul style="list-style-type: none"> ・スチール製又は木製のサッシに著しい腐食がないか。【目視】 ・引き違い形式建具の外れ止めストッパーが掛けられているか。【作動確認】 ・窓の開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。【作動確認】【聴診】 ・窓の施錠又は解錠に不具合はないか。【作動確認】 ・窓ガラスに亀裂その他の損傷がないか、又は網入りガラスの場合、鉄線のさび等はないか。 ・窓の枠やシーリング材等に腐食、亀裂、硬化などの劣化がないか。【目視】 ・窓の下部に雨水の浸入や結露水が室内あふれた等の痕跡がないか。【目視】
	ドア	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアの開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。【作動確認】【聴診】 ・ドアの施錠又は解錠に不具合がないか。【作動確認】 ・ドアの枠やシーリング材等に腐食、亀裂、硬化などの劣化がないか。【目視】 ・ドア、取手、錠、取り付け金具（蝶番、ヒンジ、ドアクローザー等）等に著しい亀裂その他の損傷、変形、腐食、ねじのゆるみがないか。【目視】【触手】 ・外部に面するドアで、降雨後雨水の浸入又はその痕跡がないか。【目視】

[出典]建築物点検マニュアル[国土交通省大臣官庁官庁営繕部計画課保全指導室]より抜粋・編集。
 ※【】内は主たる確認方法、□内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法。

②施設の診断

1) 診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断を実施します。

耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

2) 施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

次表から、本町に必要な評価項目を選択し、公共施設の主要な全施設について、施設ごとに評価を行い施設の課題と優先度を判断します。

■参考：公共施設診断の対象となる評価項目

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・施設各部位（構造・仕上げ・付帯設備・建築設備）の不具合性
d.	快適性	・施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
f.	社会性	・地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
o.	施設利用度	・施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

[出典] FM評価手法・JFMES13マニュアル（試行版）より構成

(2) 維持管理・修繕・更新等の基本方針

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。

修繕や小規模改修に対しては、公共団体と管理会社が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

また、清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高め、また建物の劣化を防止するために重要です。

維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減することをめざします。

②更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。

建物を更新することなく長期にわたって有効に活用するためには、建物の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル（建物の間取りや内装、設備等）を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠となります。

更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも土地や建物について単独更新以外の統合や複合化についての検討を行います。

（３）安全確保の基本方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全の確保と資産や情報の保全を目的とした要件です。また、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧体制を整えるために平時から備えることは、施設管理者にとって最も重要なことです。

高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性が挙げられ、この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み評価します。また、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

（４）耐震化の基本方針

耐震改修と耐震補強の状況、及び主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じ順次耐震補強工事等を実施しており、特に利用率、効用等の高い施設については、重点的に対応することとしています。

その際に、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性（耐震性）についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時を想定した十分な検討に努めます。

また、今後耐震化を進める必要のあるインフラ施設として簡易水道の管路があります。今後の敷設替えの際には費用面を考慮しながら、耐震適合性のある管の採用を順次進めていきます。

（５）長寿命化の基本方針

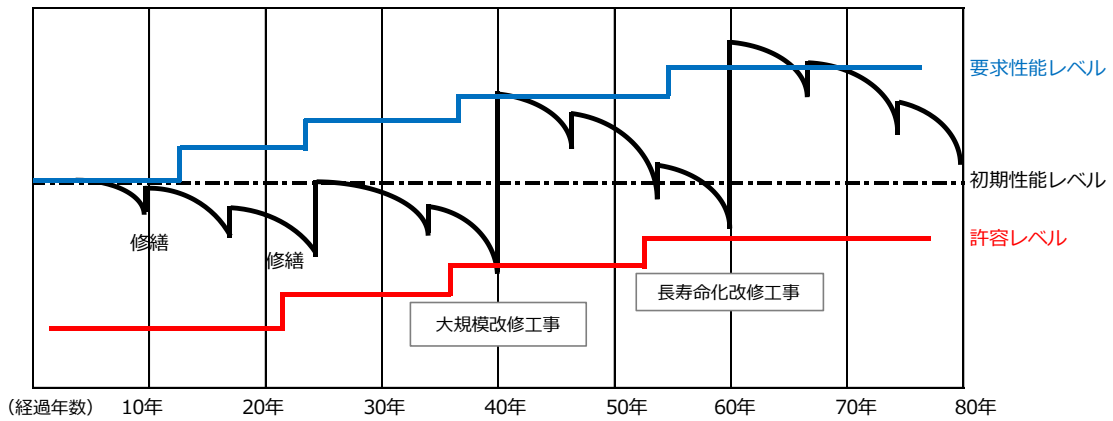
下図は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。

建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができますが、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。

要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。さらに施設の寿命を例えば80年まで延ばすには長寿命改修工事が必要となります。

本町の公共施設では、建て替え周期は法定耐用年数を経た時点で診断を行い、さらに使用が可能であれば必要に応じて改修工事を行って長期使用し、コストを削減することを検討します。

■長寿命化における経過年数と機能・性能（イメージ）



施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。建設から40年くらいまでは小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容レベル以上に保つことができます。

しかし、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。

要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

(6) 施設統廃合の推進方針

「新しく造ること」から「賢く使うこと」を基本認識として、公共施設等の点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストの縮減を図っていきます。

施設を更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率性の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設総量の削減、安全・安心の観点等からも、長く利用されていない施設で修繕不可能な施設については取壊しを検討し、取壊しに際しては、優先順位をつけて順次事業を実施し、事業費の削減、平準化を図るようにします。また、危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見い出します。

公共施設の統廃合の推進にあたっては、単純な面積縮減とすることなく、行政サービスとして必要な水準や機能や、住民にとっての利便性に配慮しながら検討を行っていきます。

■診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討 ・それに伴う改善策を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	
改善使用	・長期修繕計画の策定	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	
	・建て替え更新時の規模縮小の検討	
	・他用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更	

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
用途廃止	<ul style="list-style-type: none"> 空いた施設の利活用（多用途への変更、民間への貸与等）の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
施設廃止	<ul style="list-style-type: none"> 施設廃止後は、建物解体の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 類似施設への統合を検討 他施設との複合化を検討 用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
	<ul style="list-style-type: none"> 施設廃止に伴う跡地は売却の検討 	

（7）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実現するため、公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理していきます。公共施設等に関する情報は、公会計管理台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めていきます。

また、厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、インフラの大部分を管理する地方公共団体が単独で維持管理・更新等を的確に進めていくことは困難を伴うことが予想されます。

公共施設等マネジメントの実施業務では、技術的な検証を必要とされる業務が多くあると捉え、専門的技術力を持ったサービス提供者とパートナーシップを構築していく必要があります。

今後、将来にわたりインフラの維持管理・更新等を持続的に実施可能な体制を構築するため、技術力を有する職員を継続的に養成するとともに、専門的技術力を持つサービス提供者を含めた体制を構築していきます。

第4章 施設類型別のマネジメント方針

1. 公共施設のマネジメント方針

(1) 町民文化系施設

①現状と課題

施設名称	現況及び課題
各地区コミュニティセンター (碧水地区、板谷地区、岩村地区、和地区、西川地区、三谷地区)	<ul style="list-style-type: none">・町内会、営農組合長会議等で活用されている集会施設です。・平成27年度に新設された三谷地区コミュニティセンターを除き、経年劣化が進んできており、都度小修繕を行いながら施設を活用しています。また、屋根や外壁などの中規模の修繕は、平成42年までの修繕・改修計画に基づき実施しています。
都市と農村交流センター	<ul style="list-style-type: none">・町内会、営農組合長会議等で活用されている集会施設です。・平成29年度に営農組合への譲渡が検討されています。
碧水生きがいセンター	<ul style="list-style-type: none">・旧小学校跡地を活用し、地域の集会施設及び体育館施設として活用している施設です。プールの基礎部分が残っているため撤去が必要な状況です。また、バリアフリー化も課題となっています。
美葉牛研修センター	<ul style="list-style-type: none">・昭和51年度建設の旧耐震基準の建物です。平成26年に耐震改修工事を実施し、新耐震基準に準ずる耐震性を有していますが、経年劣化が進んでいるため、必要に応じて小修繕を行いながら活用しています。
ひまわり青年会館	<ul style="list-style-type: none">・昭和44年度に建設された旧耐震基準の建物で、現在はそばクラブや町内会が主に利用しています。建物の老朽化が非常に進んでいるため、今後の維持管理方針の検討が課題となっています。
公民館	<ul style="list-style-type: none">・昭和46年度に建設された旧耐震基準の建物で老朽化が進んでいます。・耐震診断の結果、建物に耐震化が必要とされていますが、耐震補強工事はまだ実施できていません。

②管理の基本方針

○施設の劣化状況に応じて、長期的な視点で優先度をつけて改修を行います。

○公民館は建設から45年を経過しており、建て替えの時期が近くなってきています。そのため、建物の劣化状況や町民の意向、まちづくりの方針などに基づく総合的な判断により、耐震化を含めた長寿命化を行うか、建て替えを行うかどうかの判断を行います。また、建て替えを行う場合には、他施設との複合化・集約化を視野に入れて検討を進めることとします。

○コミュニティセンター等の集会施設は耐用年数まで現状機能を維持し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とします。今後、耐用年数を超えての利用については、建物の劣化状況や利用状況、地域住民の意向等から総合的に判断し、施設利用の継続可否を判断します。

○ひまわり青年会館は現状のまま維持管理を継続することとします。建物の安全性を確保できなくなった場合及び屋根や外壁等の中規模改修が必要になった時点で、利用状況や住民要望を勘案しながら、建て替えや他施設との機能複合化等の方向性を検討することとします。

(2) 社会教育系施設

①現状と課題

施設名称	現況及び課題
図書館、郷土資料館	<ul style="list-style-type: none"> 建設から30年が経過し、建物の老朽化が進んでいます。 図書館は蔵書の保管場所が不足しており、古本等は公民館の研修室にも配置しています。 郷土資料館は、入館利用者数が少ない状況にあり、必要最低限の維持管理のみ行っている状況です。

②管理の基本方針

- 施設の劣化状況に応じて、長期的な視点で優先度をつけて改修を行います。
- 耐用年数までは現状機能を維持し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とします。
- 今後、公民館の建て替えが進められる場合には、図書館、郷土資料館の機能を公民館に複合化することを視野に入れた検討を行うこととします。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

①現状と課題

施設名称	現況及び課題
農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> 昭和50年度建設の旧耐震基準の建物ですが、平成25年に耐震大規模改修工事を実施し、新耐震基準に準ずる耐震性を有しています。 耐震大規模改修時に機能面での強化を行っており、断熱性の向上及び体育館照明のLED化を行っています。 体育館床の老朽化が進んでいたため、平成28年度より部分的に改修を行っています。
B&G海洋センター	<ul style="list-style-type: none"> 建設から約30年が経過し、老朽化が進んできたため、事務所・脱衣棟は設備の改修を実施しました。 プール本体の老朽化も進んでいるため、ろ過器及び給排水設備の更新を行う予定となっています。
ひまわりの里	<ul style="list-style-type: none"> 23haの公園敷地に約150万本のひまわりが咲く観光拠点で、指定管理方式により管理されています。 観光地としての期間を延ばすことをめざして、平成26年度からノンノの森の整備が進められています。 公園内の建物としてはひまわり観光センター及びトイレが整備されていますが、老朽化が進んできており、外壁等の修繕が必要な状況にあります。 平成28年に観光客の利便を考え、圃場内にトイレを建設しました。
ひまわりパークゴルフ場	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度にオープンしたIPGA公認のパークゴルフ場です。 芝を良好な状態で維持するための費用負担が大きく、現在は散水用水道管の改修が必要な状況です。 建物としては管理棟及び休憩棟があり、いずれも必要に応じて修繕を行っており、大きな課題はありません。
町営野球場	<ul style="list-style-type: none"> ナイター設備のある野球場で、主に野球少年団及び中学校野球部により利用されていますが、町外からの利用もあります。 定期的に土入を行い、野球場の状態を維持しています。 全体的に老朽化が進んできているため、必要に応じて設備の修繕を進めています。修繕費用の面から照明設備の更新やスコアボード及びバックスクリーンの改修が課題となっています。

施設名称	現況及び課題
町営テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和59年度に整備されたテニスコートです。 ・経年劣化が進んでおり、フェンス及びコートの老朽化のため、現在は1面のみ利用可能な状況となっています。
町営スキー場	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和43年度に開設した町民による手作りのスキー場で、休憩所（ロッジ）、ロープリフト及びリフト小屋が整備されています。 ・施設及び設備の老朽化が進んでおり、特にロープリフトは近い将来に更新が必要な状況です。
和ゲートボール場	<ul style="list-style-type: none"> ・和公園に設置されているゲートボール場で、コートは1面が整備されています。利用者数が減少しているため、今後の維持管理の方向性検討が課題となっています。
道の駅サンフラワー北竜	<ul style="list-style-type: none"> ・平成7年1月に道の駅として登録を行った施設で、敷地内の主要な施設として、サンフラワーパークセンター、サンフラワーパークホテル、北竜温泉、農畜産物直売所（みのりっち北竜）があります。 ・サンフラワーパークセンター、サンフラワーパークホテル、北竜温泉は建設から20年以上を経て老朽化が進んできたため、大規模改修の計画が進められています。

②管理の基本方針

- 点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕を行い、利用者が安心して利用できるように安全の確保を図ります。
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。
- 北空知4町で締結した体育施設の利用協定に基づき、広域における体育施設の利用促進を図ります。また、今後の体育施設の建て替え及び新規整備においては、広域での整備を視野に入れた検討を進めていくこととします。
- テニスコート及びゲートボール場は、将来的な利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう、利用需要に応じた施設の有効活用を検討します。

(4) 産業系施設

①現状と課題

施設名称	現況及び課題
農業体験宿泊施設(うえる・かる)	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅サンフラワー北竜の敷地内にある農業体験実習宿泊施設です。 ・毎年4月から10月までは農業体験実習で利用され、11月から翌3月までは北竜温泉で貸出を行っています。 ・平成26年度に改修を行ったため、建物に大きな課題はありません。
玄米ばら調整集出荷施設	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥、糲摺り後の米を集荷し再調整する施設で、平成8年度に建設、平成17年度に設備の追加工事が行われています。 ・現在、JAきたそらちによる指定管理を行っており、実質的な町負担は発生していない状況にあります。 ・設備の更新には多額の費用負担が必要となるため、計画的に老朽化対策を行っていく必要があります。
北竜町農産物加工実習センター「食農工房パルム」	<ul style="list-style-type: none"> ・豆腐や味噌などの農産物加工、実習施設で、北海道から譲渡を受けた施設です。 ・建物には大きな課題はありませんが、設備の老朽化が進んできたため、利用者要望等を考慮しながら設備更新を今後進めていく必要があります。

施設名称	現況及び課題
アパレルセンター	・現時点で建物は利用されておらず、老朽化も進んでいるため、除却を含めた今後の施設維持の方向性を検討する必要があります。

②管理の基本方針

- 継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。
- 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように安全確保を図ります。
- アパレルセンターは除却に向けた検討を進めることとします。

(5) 学校教育系施設

①現状と課題

施設名称	現況及び課題
真竜小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和45年度に建設された旧耐震基準の建物ですが、平成元年に大規模改修及び耐震化を図り、新耐震基準に準ずる耐震性を有しています。 ・暖房設備が老朽化してほかる他、建物全体の老朽化が進んでいることから、今後の施設維持の方針を検討することが課題となっています。
北竜中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和50年度に建設された旧耐震基準の建物ですが、平成5年に校舎、平成6年に体育館の大規模改修及び耐震化を図り、新耐震基準に準ずる耐震性を有しています。 ・施設は全体的に老朽化が進んでいるため、施設の維持に費用が掛かっています。今後の施設維持の方針を検討することが課題となっています。
校長住宅、教頭住宅、教員住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和61年度から平成9年度に建設され、老朽化が進んできている状況です。 ・必要に応じて修繕を行っているため、建物に大きな問題はありませんが、公営住宅及び町民住宅の整備を含め、今後の建て替え等の検討を行うことが課題となっています。

②管理の基本方針

- 児童・生徒に安全で快適な学習環境を提供するため、また災害時において避難所としての機能確保を行うため、学校施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。
- 将来的に小学校及び中学校の建て替えを行う場合には、今後の中長期的な少子化の状況をみながら、広域化を含めたあらゆる方向性について検討を行います。
- 校長住宅、教頭住宅、教員住宅は必要に応じて改修・修繕を行い、居住者にとって快適な環境づくりに努めます。
- 今後の教員住宅の再整備にあたっては、適正規模の戸数整備を念頭に置き、町内住環境や入居者数を勘案しながら整備を進めていきます。

(6) 子育て支援施設

①現状と課題

施設名称	現況及び課題
和保育所	<ul style="list-style-type: none">平成5年度に建設され、現在は公設民営にて保育所が運営されています。老朽化が進んでいることから、修繕が必要な箇所が出てきており、必要に応じて対応を行っています。

②管理の基本方針

- 就学前児童に安全で快適な保育環境を提供するため、施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。
- 和保育所は老朽化が進んでいるため、平成31年度を目安に建て替えを行うこととし、今後、基本設計及び実施設計に関する協議を進めていくこととします。

(7) 保健・福祉施設

①現状と課題

施設名称	現況及び課題
すこやかセンター	<ul style="list-style-type: none">合同庁舎に隣接し、健康センター、訪問介護サービス等の機能を提供するほか、貸館も行っている施設です。必要に応じて修繕を実施しており、建物に大きな課題はありません。
特別養護老人ホーム永楽園	<ul style="list-style-type: none">昭和61年度に入居者定員50人の施設として建設され、平成元年度に増床工事を行い定員80人の施設となっています。高齢者の入居施設としてのサービスのほか、ショートステイ、通所介護のサービスを提供しています。建物は老朽化が進んでいるため、必要に応じて修繕を行いながら施設の維持管理を進めています。
老人福祉センター	<ul style="list-style-type: none">昭和63年度に建設され、老朽化が進んでいるため、必要に応じて修繕を行いながら施設の維持管理を進めています。
老人憩の家	<ul style="list-style-type: none">昭和48年度に建設された旧耐震基準の建物ですが、耐震診断を実施していないため、耐震性は不明です。町内会が使用、貸館を行っています。建物の老朽化がかなり進んでいるため、除却を含めた今後の維持管理方針の検討が課題となっています。
碧水地域支え合いセンター	<ul style="list-style-type: none">地域の交流・活動の場として平成28年度に建設された新しい施設です。

②管理の基本方針

- 町民が安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。特に、特別養護老人ホーム永楽園の施設設備については、提供機能の担保を図るため、予防保全を基本として維持管理に努めることとします。
- 老人憩の家は貸館として今後も必要であると考えられるため、将来的には他施設との複合化を視野に入れた施設維持管理方針の検討を進めることとします。

(8) 医療施設

①現状と課題

施設名称	現況及び課題
町立診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・築29年で老朽化が進んできているものの、必要に応じて修繕等を実施しており、建物に大きな問題はありません。 ・医療機器の更新には大きな費用が掛かるため、予防保全を進める意味でも、長期的な更新計画が今後必要になると考えられます。
町立歯科診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度に建設された木造の建物で、必要に応じて修繕等を実施しており、建物に大きな問題はありません。 ・医療機器の更新には大きな費用が掛かりますが、町の費用負担による機器更新については検討が必要な状況です。

②管理の基本方針

- 医療を受ける人が安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。
- 診療所の稼働を担保するため、施設設備の修繕・改修及び機器の交換は予防保全を基本とします。

(9) 行政系施設

①現状と課題

施設名称	現況及び課題
合同庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和36年度に建設された旧耐震基準の建物で、耐震診断では耐震化が必要と診断されているため、耐震化が課題となっています。 ・建物の老朽化が進んできており、修繕を必要とする箇所が建物全体にみられる状況です。 ・現在は役場機能を維持する上で必要最小限の修繕に絞って対応を行っています。
水防倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・主に防災備蓄品を格納する倉庫として活用されています。 ・昭和54年度に建設された旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいます。
山車格納庫	<ul style="list-style-type: none"> ・築25年で建物に老朽化がみられる箇所がありますが、必要に応じて修繕を行っており、大きな課題はありません。
車輛センター	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和51年度に建設された旧耐震基準の建物で、鉄骨造の車庫棟と木造の詰所棟があります。 ・車庫棟及び詰所棟ともに老朽化が進んできており、修繕が必要な箇所はあるものの、建物自体に問題はありません。 ・格納する車両の大型化が進み、車庫棟の狭さが課題となっています。
消防合同庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和53年度に建設された旧耐震基準の建物ですが、平成27年度に耐震化を含む大規模改修を行いました。 ・法改正に伴い、通信機器のデジタル化が必要とされたため、2年間計画でデジタル化を進め、大規模改修時に対応を完了しています。
消防第2分団詰所	<ul style="list-style-type: none"> ・碧水詰所は昭和59年度、美葉牛詰所は昭和61年度に建設された建物で、ともに老朽化が進んでいます。

②管理の基本方針

- 庁舎は防災の拠点となる重要な施設であることから、今後も計画的に点検や劣化診断を行い、施設の長寿命化を図ります。
- 点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことでトータルコストの縮減・平準化に取り組みます。
- 点検・診断により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。

(10) 公営住宅

①現状と課題

施設名称	現況及び課題
公営住宅 特公賃住宅 町有住宅	<ul style="list-style-type: none">・「北竜町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、これまで修繕及び建て替え等を進めてきました。また、平成27年度に「北竜町公営住宅等長寿命化計画」の見直しを実施し、構想期間を含む平成44年度までの長期計画を策定しました。・計画の見直しにより、居住ニーズの高い高齢者向けの住宅を新規整備するほか、老朽化の進んでいる住宅の建て替えが行われる予定です。

②管理の基本方針

- 「北竜町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化を基本として計画的に建物の管理を継続していきます。また、今後の人口の動向や居住ニーズを鑑みながら、「北竜町公営住宅等長寿命化計画」の見直しを定期的に行っていきます。
- 老朽化する住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策に活かしていきます。

(11) 公園

①現状と課題

施設名称	現況及び課題
金比羅公園キャンプ場	<ul style="list-style-type: none">・自然の丘を活かした公園で、オープン期間中はキャンプ場としても活用されています。・公園内には管理棟兼休憩所の建物がありますが、老朽化が大きく進んでいるため、今後の維持管理の方針が課題となっています。
和公園	<ul style="list-style-type: none">・公民館及び真竜小学校が整備されている敷地にある公園で、真竜小学校裏側への移設が完了しました。
児童公園	<ul style="list-style-type: none">・公営住宅等に隣接して整備されている公園です。・設置されている遊具は老朽化が進んでおり、今後の対応が課題となっています。

②管理の基本方針

- 敷地内にある設備の点検を定期的実施し、損傷が見つかった場合には速やかに対策を行い、公園利用者の安全確保に努めます。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。

(12) その他公共施設

①現状と課題

施設名称	現況及び課題
排水機場	<ul style="list-style-type: none">河川流域の浸水被害を軽減することを目的とした排水ポンプ施設で、町内に和排水機場、培本社排水機場、碧水排水機場の3施設あります。昭和63年度～平成5年度に整備された施設のため老朽化が進んでいるものの、機械設備の更新費用の負担が大きいことから、施設維持に向けた今後の対応策の検討が課題となっています。
中央霊園	<ul style="list-style-type: none">敷地内の区画は随時整備されていますが、現時点で約50区画分の敷地が残っている状況です。敷地内にあるトイレは必要に応じて修繕対応を行っているため、大きな問題はありません。
バス待合所	<ul style="list-style-type: none">建物の管理は町内会が行っていますが、修繕等は町の費用負担で実施しています。平成27年度にバス待合所全体の修繕対応を完了しており、大きな課題はありません。

②管理の基本方針

- 今後も定期的に点検・診断及びメンテナンスを継続し、施設の長寿命化を図っていきます。
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で改修・修繕を行います。

2. インフラのマネジメント方針

(1) 道路

①現況と課題

施設名称	現況及び課題
町道	<ul style="list-style-type: none">・実延長約136kmの町道を維持管理しており、交通量によって劣化の進行が一律ではないことや、町全域に網羅されていることから、個別の状況把握が難しい状況にあります。・主要な町道については路面性状調査等により修繕が必要な箇所を把握し、その劣化状況に応じた修繕対応を行っています。
農道	<ul style="list-style-type: none">・実延長は約76kmありますが、舗装部分の実延長は約70mとなっています。・交通量が少ないことから、極端に傷んでいる箇所のみ修繕を行うなど維持管理に掛かる費用の縮減を図っています。

②管理の基本方針

- すべての道路を同程度のサービス水準で維持することは困難であることから、路面性状調査等による路面の劣化度調査や道路の交通量などを踏まえて優先度を評価し、計画的に維持管理・修繕・更新等を行います。
- 日々の管理については、トータルコストの縮減をめざして定期的な点検・診断などの結果を活かした予防保全型の維持管理に努めます。
- 点検・診断などの履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

(2) 橋りょう

①現況と課題

施設名称	現況及び課題
橋りょう	<ul style="list-style-type: none">・平成34年度までを計画期間とする「北竜町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に橋りょうの点検及び修繕を進めています。・計画期間内では架け替え予定の橋りょうはありませんが、今後は架け替えを必要とする橋りょうが出てくると予想され、架け替えに大きな費用が掛かってしまうことが課題になると考えられます。

②管理の基本方針

- 「北竜町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、順次点検・修繕を推進します。
- 定期点検に基づく橋りょうの健全度に基づき、低コストかつ長寿命化を図ることができる最適な修繕計画を立案します。また、コスト縮減のため新技術の採用等も検討します。
- 点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。
- 点検・診断等は5年ごとに実施し、その結果を踏まえ修繕計画を見直します。

(3) 簡易水道施設

①現況と課題

施設名称	現況及び課題
機械設備及び管路	<ul style="list-style-type: none">・配水池上屋、恵岱別増圧ポンプ場等の設備が整備されており、築26年のため全体的に老朽化が進んでいます。・管路は敷設から40年以上経過した管路が今後10年間で大幅に増えることになるため、老朽化対策が急務となっています。・平成28年度より補助事業により水道管の敷設替えを進めています。

②管理の基本方針

- 公営企業として、健全な経営のための取組を進めていきます。
- 維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため新技術の採用等を検討します。
- 水道施設は、中長期的な利用停止は難しく、災害時に町民へ与える影響が大きいため、予防保全型管理に努め、管路の耐震化を行うなど、安定した運用を推進します。
- 日常管理については、トータルコストの縮減をめざして点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。
- 点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

(4) 農業集落排水

①現況と課題

施設名称	現況及び課題
処理施設及び管路	<ul style="list-style-type: none">・昭和58～59年度に和地区集落排水処理施設、平成8年に碧水地区集落排水処理施設が整備されました。・いずれの処理施設も整備されてから20年以上経過しており、機械設備の老朽化が進んでいるため、機能強化事業により修繕・更新等を進めています。・平成29年度以降に予定している下水道長寿命化計画の策定に向けて、施設設備の診断を実施しています。

②管理の基本方針

- 公営企業として、健全な経営のための取組を進めていきます。
- 維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。
- 日常管理については、トータルコストの縮減をめざして点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。
- 点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

(5) 浄化槽

①現況と課題

施設名称	現況及び課題
浄化槽	<ul style="list-style-type: none">・設置されてから20年以上経過した浄化槽は全体の半数近くあり、老朽化に伴う設備の修繕や機械設備の更新等に大きな費用が掛かっています。・今後は、更新が必要となる浄化槽が出てくると考えられるため、更新費用の負担軽減策を検討する必要があります。

②管理の基本方針

- 維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。
- 日常管理については、トータルコストの縮減をめざして点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。
- 点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

第5章 推進方策

1. 総合管理計画のフォローアップ

- 総合管理計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、評価を実施していきます。
- 進捗状況に関する評価の結果、その他状況の変化等があった場合には、総合管理計画を見直します。
- 総合管理計画を踏まえた個別施設計画などの策定を行っていきます。

2. 推進体制

(1) 庁内の実施体制

公共施設の更新問題は全庁的に取り組むべき課題であるため、本計画の推進にあたっては組織横断的な取組を進めながら進行管理を行います。

また、基本方針の取組の中には、財政運営に関わる事項もあることから、中長期的な財政収支の状況に注視しながら、公共施設等の維持管理を推進していきます。

(2) 広域的な連携

いずれの自治体においても、社会保障関係や公共施設の更新に掛かる費用が、財政面を圧迫していくことは共通の認識と既にでに顕在化しています。今後は、行政運営においても、個々の自治体で関連施策を推進していくより、近隣自治体あるいは国、道と連携して取り組む方が、各自治体にとってより効果的・効率的に施策を推進できることも考えられます。

基本方針の取組の推進にあたっては、さらなる広域的な連携の可能性も視野に入れながら、取組を進めていきます。

(3) 町民との協働体制

今後、本計画に基づき、公共施設等の再編などを進める場合には、施設利用者や町民との情報共有を図り、施設の方向性の協議を行ってきます。

3. 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、基本方針に掲げた各種取組の推進状況や可能性について、施設所管課や関連部局へのヒアリングを行い、本計画の見直しや個別事業計画の立案を検討していきます。また、公営企業会計が所有する施設については、計画的な事業運営を行っていきます。

インフラ施設については、個別の長寿命化計画や保全計画等に示される工程の進捗状況をチェックするとともに、必要に応じて計画の見直しを図ります。

北竜町公共施設等総合管理計画

平成29年3月発行

発行：北海道北竜町

編集：北竜町役場 総務課

〒078-2512 北海道雨竜郡北竜町字和11番地の1

TEL 0164-34-2111

FAX 0164-34-2117